

練馬区立 光が丘第二中学校 保護者と教職員の会 会則

名称と事務局

第1条 この会は『練馬区立光が丘第二中学校保護者と教職員の会』と称し、事務局を『練馬区光が丘 7-1-1 練馬区立光が丘第二中学校』内におく。

目的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の健やかな成長を図ることを目的とする。

活動の種類

第3条 この会は、前条の目的を達成するために以下の活動をおこなう。

- [1] 家庭と学校の緊密な連絡により相互理解を深める。
- [2] 生徒の生活、学習環境の向上に努める。
- [3] 学年、学級の教育が円滑に行われるように努める。

会員

第4条 この会は、本校生徒の保護者と教職員で組織する。

個人情報の保護

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め適正に運用するものとする。

入会

第6条 次に定める会費の納入をもって入会した者とする。

会費

第7条 この会の活動を円滑に行う為に会費は、生徒1名につき年額1,300円とし、教職員も同様とする。

年度の途中において生徒が転入学・転学の場合は、以下のとおりにする。

- [1] 1学期転入学・・・会費の全額を納入
 - [2] 2学期以降転入学・・・会費の半額を納入
 - [3] 転学・・・会費の返金なし
- 2 この会の会費は、会計が管理し予算をもとに運営される。
 - [1] 一般会計
 - [2] 特別会計・・・学校周年記念行事のための会計
 - 3 特別会計の利用は、学校長の判断とする。

退会

第 8 条 生徒および教職員が光が丘第二中学校より離籍したとき退会したとみなす。

総会

第 9 条 総会は書面による総会（以下書面総会）とする。書面総会は原則として年 1 回開催し、次の事項を議決する。

- [1] 前年度の活動報告
- [2] 前年度の決算報告
- [3] 会則、活動等の変更
- [4] 新年度の活動計画
- [5] 新年度の予算案
- [6] 新年度の役員を選出
- [7] この会の解散
- [8] その他重要事項を議題とする。

第 10 条 役員会は必要に応じて臨時書面総会を開催できる。

総会の成立

第 11 条 書面総会及び臨時書面総会は、会員の過半数の回答書をもって成立し、議決は回答書の過半数の同意を必要とする。

役員

第 12 条 会長 1 名
副会長 3～5 名（内 1 名教職員）
※原則会長・副会長とするが共同代表制も可能。その場合は会長・副会長に代わり代表 3～5 名とする。
書記 2 名
会計 2 名
会計監査 3 名（内 1 名教職員）

- 2 この会の役員の任期は 1 年とする。再任は妨げないが、同役職の継続は最長 2 年とする。

職務

第 13 条 この会の役員の職務は、以下のとおりとする。

- [1] 会長もしくは代表は、この会を代表し、その活動を統括する。
- [2] 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- [3] 書記は、この会に関わる議事および活動の重要事項を記録し、保管をする。
- [4] 会計は、この会に関わる会費の管理および決算報告をする。
- [5] 会計監査は、この会に関わる会計業務の状況を監査する。

解任

第 14 条 役員が次のいずれかに該当するときは、役員会の議決により解任することができる。

- [1] 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められたとき
- [2] 役員としてふさわしくない行為があったとき

役員会

第 15 条 役員会は、役員と各委員長をもって構成する。ただし、会計監査を除く。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項および、その他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

委員

第 16 条 原則各学年から選出する（各委員 学年より 3 名以上）

- [1] 学年委員
- [2] 校外委員
- [3] 広報委員
- [4] 選考委員
- [5] その他

※ただし、生徒数・活動内容によって人数を調整する。

- 2 会員は、生徒 1 人につき 1 回以上委員に就く。ただし、役員会経験者(会長・副会長もしくは代表・書記・会計・各委員長)はこの限りではない。

運営委員会

第 17 条 運営委員会の構成は役員と委員とで構成する。

- 2 原則月 1 回の運営委員会を開催し、役員会より出された立案を審議・決定し、これを遂行する。また、『運営委員会だより』を発行し、会員にその報告をする。

委員会

第 18 条 各委員会は必要に応じ会議を招集し、運営委員会の決定を遂行する。

顧問制度

第 19 条 この会の円滑な運営を図るため、会長・副会長もしくは代表経験者の中から顧問をおくことができる。

委任

第 20 条 この会則に定めない事項は、役員会が別に定める。

弔慰金

- 第 21 条 会員および生徒に弔事があった場合は弔慰金を贈る。
- [1] 会員の死亡・・・金 5,000 円
 - [2] 生徒の死亡・・・金 5,000 円
 - [3] その他・・・・・・必要に応じて役員会で決める。

附則

- この会則は平成 5 年 5 月 15 日より実施する。
- この会則は平成 20 年 5 月 8 日より改正実施する。(追加)
- この会則は平成 21 年 5 月 8 日より改正実施する。(追加)
- この会則は平成 25 年 5 月 8 日より改正実施する。(追加)
- この会則は平成 27 年 5 月 7 日より改正実施する。(追加)
- この会則は平成 30 年 5 月 8 日より改正実施する。(追加)
- この会則は平成 31 年 5 月 7 日より改正実施する。(追加)
- この会則は令和 3 年 3 月 8 日より改正実施する。(追加)
- この会則は令和 5 年 3 月 13 日より改正実施する。(追加)
- この会則は令和 5 年 12 月 11 日より改正実施する。(追加)
- この会則は令和 6 年 12 月 16 日より改正実施する。(追加)